平成２１年（フ）第１１２０号
堺市南区三原台３丁40番　三原台団地１棟510号
債務者　佐藤　美穂（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１２８号
堺市南区鴨谷台３丁２番１―208号
債務者　川邉　千鶴
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１５７号
堺市南区赤坂台３丁９番12―504号
債務者　和佐　宏美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１６９号
大阪府河内長野市汐ノ宮町９―26　金村方、住民票上の住所大阪府大阪狭山市池尻中２丁目10番15号306号
債務者　寺西　一代（旧姓高尾）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１７３号
堺市堺区向陵中町１丁８番７号
債務者　杉田　優子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１９３号
堺市堺区北三国ヶ丘町１丁１番29号　三国ヶ丘コーポ103号
債務者　松尾　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２０５号
堺市西区上野芝町３丁６番２号　アミューズビル３Ｃ号、前住所堺市中区八田南之町327番地10
債務者　網矢　時夫
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２０７号
堺市南区新檜尾台１丁５番７号、前住所大阪府大阪狭山市狭山１丁目2350番地411号
債務者　岡田　　保
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
福島県喜多方市字七百苅8604番地
債務者　鈴木三千代
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
福島県喜多方市字七百苅8604番地
債務者　鈴木　　亮
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
福島県会津若松市天神町７番３号　ジュノＩ201号、前住所福島県会津若松市大町１丁目５番27号
債務者　牛木　智信
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄1469番地19
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第９４号
新潟県村上市二之町12番14号
債務者　菅原美千子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第９６号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字二本松3005番地５コーポ外畑３―２
債務者　渡辺小百合
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第９８号
新潟県村上市笹平730番地４
債務者　齋藤　秋彦
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１０１号
新潟県新発田市緑町２丁目２番５号
債務者　伊藤　玉子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１０５号
新潟県村上市塩町11番31号　斉藤建築アパート、前住所新潟県村上市羽黒口11番12号
債務者　高橋　幸夫（旧姓園部）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部